

**「松山城を活用した光のアートイベントを契機とした
城下町商店街への回遊とブランディング」
企画運營業務委託 仕様書（公募用）**

1. 適用範囲

本仕様書は、「松山城を活用した光のアートイベントを契機とした城下町商店街への回遊とブランディング」企画運營業務の企画提案募集及び委託に付す場合において適用される主要事項を示すものである。

この仕様書は業務の大綱を示すものであり、最終的な業務委託仕様書（契約書に添付するもの）は、受託者決定後に委託者が決定する。

2. 実施目的

城下町商店街（大街道、銀天街、まつちかタウン、ロープウェー商店街、道後商店街）のブランディングとナイトタイムエコノミーの活性化を目的として、松山城の文化的価値を活用した光のアートイベントを開催する。イベントを契機として城下町商店街への来街を促し、その他の商店街の取組や整備事業とも連携することで、回遊性向上と滞在時間の延長を図り、城下町商店街全体の売上向上を目指す。

3. 事業概要

（1）内容

- 城下町商店街への回遊を促す取組
- ロープウェー商店街～松山城山ロープウェー東雲口駅舎での光のアートイベント
- 長者ヶ平～松山城での文化財を活用したプロジェクションマッピング等、光のアートイベント（一部有料エリア）
- 国内・海外へのプロモーション、広告宣伝の展開

（2）主な会場

城下町商店街（大街道、銀天街、まつちかタウン、ロープウェー商店街、道後商店街）および松山城周辺（松山城山ロープウェー東雲口駅舎、東雲口登城道、長者ヶ平、本丸広場、松山城（重要文化財及び復興建造物を含む））

（3）開催期間

2020年冬季（12月～2月）で2ヶ月間以上を予定。時間は夜間（原則18時00分～21時30分までを想定）で集客に適切な設定とし、詳細は委託者と受託者が協議し、契約後決定する。

※ただし、新型コロナウイルスの感染状況により、中止とする可能性がある。

(4) ターゲット

- 現在、来街者補足カメラによるデータ分析で主要顧客層とされている 10 代 30 代の生涯顧客化（ファンづくり）に寄与する内容とするとともに非来街顧客である 40 代～50 代の誘致を提案すること。
- 城下町商店街への来街が見込まれる県外顧客（高知、広島、大分、香川など）、県内顧客の誘致を提案すること。
- 海外顧客はコロナ感染状況を踏まえ、柔軟に変更可能な提案とすること。ただし、台湾に対する WEB 等による情報発信は行うこと。
- ファミリー、友人など複数での来街誘致を提案すること。

(5) 有料エリアにおける参加費用

長者ヶ平～松山城での文化財を活用したプロジェクションマッピング等、光のアートイベントについては有料エリアとして参加費用を設定（1 千円程度を下限と想定）すること。ただし、最終的な参加費用の設定は、委託者と受託者が契約後に協議し、決定する。

4. 企画提案内容

(1) 提案にあたっての基本的な考え（テーマ及び本事業に対する考え方）

(2) 運営体制

- 運営責任者を設置し、原則として契約開始から事業完了まで交代は行わないこと。
- 本業務全体を円滑に運営するため必要なスタッフの手配、管理、運営を行うこと。
- 本業務が円滑に実施され、高い効果を見込むことが可能な体制を構築すること。
- 緊急時（災害、怪我・病人発生）等の危機管理対応を含め、安全かつ確実に業務が実施できる体制を構築すること。

(3) 運営計画（契約後から事業完了までの全体スケジュール）

(4) 見積書

- 企画・準備にかかる人件費ほか、設営費、広告費、印刷製本費、備品費等の費目ごとの積算が明確に分かるように作成すること。

(5) 会場レイアウト

- 会場毎のレイアウトを図示すること。
- 会場として使用する場所の位置関係については添付資料 1「松山城周辺図面」及びロープウェー商店街及び松山城のホームページのマップを参照すること。

(6) 城下町商店街への回遊を促す取組の企画内容

- 光のアートイベントの来場者の、城下町商店街への回遊性を高め、消費活動を促す取組み(例: イベント参加者に城下町商店街の消費喚起のためクーポンを配布するなど)を提案すること。
- (7)の光のアートイベントと連携し、城下町商店街での飲食や体験など、消費喚起のためのイベントを提案すること。
- イベント開催に合わせた来街者の利便性を高める取組で、相乗効果が見込まれるものがあれば合わせて提案すること。(例: SNSでの情報発信を狙ったスマートフォンの充電サービスなど)
- 城下町商店街にある店舗の魅力を引き出す企画により、店舗の魅力の再発見、開発、回遊を趣旨とすること。
- 継続性をもたせ、今回獲得する予定の旅行者のファン化や、潜在旅行者へのアプローチも行うことができる取組とすること。
- 城下町商店街の資産(空き店舗・休憩所・路面等公共空間・地域運営アプリ等)を活用した持続可能なイベント提案を行うこと。
- インスタグラムを活用したSNSキャンペーンの実施等(任意)

(7) 光のアートイベントの企画内容

ア ロープウェー商店街～松山城山ロープウェー東雲口駅舎での光のアートイベント

- 演出内容、場所等を提案すること。
- 本エリアの光のアート演出及びイベントは基本的に無料とし、松山城で実施する有料イベントの導入部分として位置付け、回遊性を高める仕組みを検討すること。

イ 長者ヶ平～松山城での文化財を活用したプロジェクションマッピング等、光のアートイベント(一部有料エリア)

- 歴史的建造物や石垣等の文化財、樹木等の自然美を活用したプロジェクションマッピングやライトアップの演出内容、場所等を提案すること。
- 長者ヶ平から本丸大手(戸無門・筒井門等、城の表側を指す)にかけての登城道の演出を無料の導入部分として演出する。
- 本丸大手より先を有料エリアとして設定し、適切な場所にチケットのもぎりを設置すること。
- 他市の事例等を参考に、集客に適切な価格を設定し提案すること。
- 天守内屋内部分への入場は不可とするが、天守内屋外部分(櫓形等)への入場及び光のアート演出と提案は可とする。

○委託者及び松山市の許可を得て、松山市管理事務所（指定管理者）が所有する備品（テント等）を使用することができる。使用可能な備品については添付資料2「貸与可能備品リスト」を参照すること。ただし、設営及び撤収等は、受託者が責任を持って行い、故意又は過失により備品を破損等した場合は、受託者実費弁償すること。

(8) 期間中のタイムスケジュール

○(7)で提案するイベントの会場設営、リハーサル、撤去までを含めて作成すること。

(9) 城下町商店街から会場までの誘導計画の作成

○伊予鉄道松山市駅から、銀天街・大街道を歩いてロープウェー商店街まで徒歩約15分を要することから、来場者が会場まで期待感を持って到着できるよう銀天街・大街道内に案内看板設置や、装飾などのサイン計画及び誘導計画を作成し提出すること。

(10) イベント開催までの期間のプロモーションについて

○業務委託契約締結後、イベントの機運醸成を図っていくためのプロモーション内容と実施スケジュールを提案すること。

(11) 各種媒体を活用した広告宣伝業務

○使用媒体毎の実施（掲載）回数、期間、作成部数（リーチ数）等。

○イベントを周知するとともに、誘客を図るために効果的な広報媒体を活用すること。

○以下の広報宣伝を行うこと。

①ポスター、パンフレットの作成及び駅・空港・道の駅等の交通要所、市内学校、商店街店舗、ホテル・旅館、観光案内所等への掲出

※パンフレットには以下の内容を盛り込むこと。

a.会場までの動線を示したマップ

b.会場内で実施される光のアートイベント等（料金・会場・時間等）の案内

c.会場付近（城下町商店街等）で実施されるイベント及び観光案内

②ホームページの作成

※イベントの重要情報は、英語・簡体字・繁体字・韓国語の多言語でページを作成し、

①で作成するパンフレットに2次元バーコードを付けて各言語ページへアクセス可能とすること。

③その他 誘客につながる効果的な広報

中四国圏・首都圏・関西圏向け広報、松山に直行便の就航する台湾・韓国等海外向けの広報等（※紙媒体、SNS等を活用したWEB広告等の種類は問わない。）

※紙媒体の納品・配布先・配布数等については委託者と協議のうえ決定すること。

※海外をターゲットとした広報については、契約後も新型コロナウイルス感染症の状況を注視しながら、委託者と受託者が協議のうえ、企画時の予算内で国内をターゲットとした広報に変更することを可とする。ただし、事前に変更前と変更後の広報経費の明細が分かる書類を提出し、委託者の許可を得ること。

(12) イベントタイトル及びキャッチコピー等

○イベントタイトルやキャッチコピー、(11) で作成する広報用のメインビジュアルは、成果物として委託者に譲渡すること。

(13) 提案に当たり工夫した点やアピール事項

5. 企画提案にあたっての留意事項

- 世代、国籍等に関わらず、多様な方の観覧・体験・消費活動を促す内容とすること。
- 具体的かつ実現可能な内容で企画提案すること。
- 出演者・団体・司会者等を手配する場合は委託者と協議のうえ最終的に決定する。
- その他、城下町商店街の既存の取組と連携した事業内容とすること。(例：回遊アプリ「SweetMATSUYAMA」との連携、地域電子マネー「マチカ」の活用など。)
- イベントを通じて「現存12天守松山城」および城下町商店街の魅力を発信し、城下町商店街の回遊性及び売上の向上に効果的な提案であること。
- 松山城内の光のアートイベントについて、南隅櫓及び十間廊下は今年度補修工事を予定しているため使用しないこと。また、工事用の足場等が目立たないように配慮すること。

6. 委託期間

契約締結日から2021年3月中旬まで

7. 委託料の上限

106,700千円(消費税及び地方消費税相当額を含む)

※委託料には、本業務の実施に必要なすべての経費を含めるものとする。

8. 委託業務内容

本業務の遂行に付随して必要になるすべての事項を実施すること(～を除く)。具体的な業務内容は以下の通り。

(1) 4で提案した内容で受託者が実施することとしている内容の実施

(2) 運営マニュアルの作成

(3) 会場の設営等

ア 施設管理者等との各種調整・協議

○会場となる各施設の施設管理者と丁寧かつ誠実な協議のうえ、業務を進めること。

イ 会場設営・管理・撤去に必要な資材・機材・スタッフの確保

○必要な資材・機材の搬入出、関係車両等の誘導を含む。

○光のアートイベント、夜間の照明等に必要な電気設備の確保

○会場として使用する各施設の環境整備・現状復帰

○必要な箇所に設置できるよう看板・案内板等を作成する。

ウ 照明機材のセッティング・確認作業およびマスコミ向け内覧会

○開催2週間前を目途に、照明機材のセッティングを終えるとともに、松山城の有料エリアのイベントに関しては委託者及び松山市立会による光のアートイベントの演出確認作業を行うこと。また、開催1週間前を目途にマスコミ向け内覧会を行うこと。

(4) 業務遂行に必要となる官公庁等への各種申請手続き

○電気工事及び会場設営等の業務については、過去に同種の事業実績を有する業者に依頼し、また、事前に配線図、設営図面等を委託者に提出し、承認を得ること。

○照明機材の設置にあたっては、委託者及び松山市と事前に協議を重ね、特に松山城においては天守等史跡の文化的価値を損なわないように厳重な養生を行い、文化庁の許可が得られる内容にすること。

○事業実施に係る法令（松山市火災予防条例、食品衛生法、文化財保護法等）に関する届出については、受託者が行うこと。

(5) イベントの実施に係る各会場の整理・案内・受付

○光のアートイベントの実施に必要な、会場整理・案内及び受付に係る体制の整備は受託業者において行うこと。

○来場者の整理誘導のためのスタッフ、順路案内看板、人止め柵を置くこと（撤去を含む）。

○夜間で視界が悪くなることを踏まえ、転倒事故等を防ぐため安全対策を徹底すること。また、緊急時のマニュアルを作成して対応すること。

○イベント開催時間中に松山城で利用できる登城道は東雲口登城道（ロープウェー駅舎）及び県庁裏登城道のみとし、他の登城道からの進入を防ぐための警備等を配置すること。

○松山城の一部を光のアートイベントの有料エリアとして設定するため、天守の営業

終了後、概ね17時00分～18時00分の間に、残留者がいないように有料エリア外への退場を促し、開場準備を行うこと。また、光のアートイベントの終了時刻までに、来場者が退場できるよう誘導するとともに、終了後は残留者がいないか検索を行うこと。

- 夜間ロープウェーの運行、喜与町駐車場の管理等にスタッフを要する場合は、委託者において別途手配するため、受託者は十分連携の上、光のアートイベント運営に取り組むこと。

(6) 有料エリアのチケットの販売・精算

ア チケットの販売

- チケット料金については、大人・中高生・小学生等に分け、集客が見込め、かつ適正と思われる金額を、契約後に委託者と協議の上設定すること。
- プレイガイドへの販売委託、配券作業・管理を行うこと。
- 当日券販売に関すること。当日券の販売場所はロープウェー駅舎内、長者ヶ平など、有料エリア外の適切な場所に設定すること。

イ チケットの精算

- 発売後は、委託者に販売状況を適宜報告すること。
- イベント終了後、収入額とチケット販売数の内訳が記載された報告書を提出し、委託者の確認を受けること。
- チケット収入は委託者指定の口座に入金すること。

(7) 演出等の管理（点検・点灯及び消灯・簡易修理・警備・来場者誘導）

- 光のアートがライトアップされる時間帯（18時～21時30分を予定）の間、機器類の巡視点検を行い、運営に支障をきたさないように保守管理すること。
- 光のアートについては、毎日、ライトアップ開始前に状況確認及び点灯を行い、ライトアップ終了後に消灯を行うこと。その際に汚破損等を発見した場合は、マニュアル等に基づき対応すること。なお、対応が不可能な場合は委託者に連絡のうえ指示を仰ぐこと。※作品の状況確認（簡易なメンテナンス作業含む）及び点灯・消灯に業務量を積算に含めること。

(8) 光のアートイベント来場者等に係る保険への加入

イベント来場中に発生し得る傷害及び賠償責任について、保険に加入すること。

(9) 来場者の評価把握及び事業の進捗管理・評価のための資料作成等

ア 来場者数のカウント

○カウント方法は受託後委託者と協議すること。

イ 来場者の評価把握

○来場者からの評価件数を増やすための取組を提案すること。

ウ イベント開始後1週間毎の報告

○以下の内容は1週間毎に委託者に報告すること。

- ・参加者数の集計データ、参加者数、受託者が受領したチケット収入等の金額
- ・苦情、事故の有無

(10) 成果物の納品

本事業実施に当たり制作した以下の成果物を「株式会社まちづくり松山」(松山市大街道1丁目3-3サンコーセントラルビル3F)に納品すること。

ア 各種媒体等を活用した広報宣伝業務に係る成果物

○紙媒体のものは「サンプル」及び「印刷用データ及びWEB閲覧用データ(※)」、紙媒体以外のものは「電子データ」を納品すること。サンプルの部数については別途協議すること。

(※)「印刷用データ及びWEB閲覧用データ」は以下のとおり。

①ファイルの種類(納品内容により形式を委託者と協議すること)

- ・PDFファイル、wordファイル、画像ファイル(ai・jpgファイル)等

②データの種類及び容量

- ・印刷用データは全頁を一括閲覧できるものとし、解像度は文章や図・写真が明瞭に判読可能な程度とする。

イ 業務完了報告書

○委託業務完了後、電子データ(PDFファイル及び加工可能な形式)及び紙媒体(1部)で、委託期間終了日までに納品すること。また、業務完了報告書は以下の項目の実施内容を報告すること。

- ・運営体制
- ・各会場レイアウト
- ・来場者数
- ・来場者評価結果
- ・運営マニュアル
- ・広報実施内容及び結果
- ・成果物の内容
- ・記録集※1点ごとのデータ(作品名)
光のアートの演出・イベントの実施概要を掲載すること。
- ・その他必要な事項

9. 著作権の譲渡等

本事業の実施により作成される成果物の取扱いは、次の各号に定めるところによる。

- (1) 受託者は、著作権法（昭和45年法律第48号）第21条（複製権）、第23条（公衆送信権等）、第26条の2（譲渡権）、第26条の3（貸与権）、第27条（翻訳権、翻案権等）及び第28条（二次的著作物の利用に関する原作者の権利）に規定する権利を、成果物の納入、検査合格後、直ちに委託者に無償で譲渡するものとする。
- (2) 受託者は、本著作物に関する著作権者人格権を行使しないものとする。
- (3) 受託者は、成果物が第三者の著作権を侵害しないことを保証し、第三者から成果物に関して著作権侵害を主張された場合の一切の責任は、受託者が負うものとする。
- (4) 委託者は成果物を自由に使用し、又はこれを使用するに当たり、その内容等を変更することができる。
- (5) 受託者は、委託者の了解のもとに、成果品を使用することができる。

10. その他

- (1) 本業務の実施にあたっては、委託者と協議又は打合せを綿密に行うとともに、委託者の指示に従い、誠実に業務を進めるものとする。
- (2) 業務の実施に際しては、新型コロナウイルス感染症の影響等により変更が生じる可能性があるが、その場合も柔軟に対応するものとし、委託者が求める事項を最大限実現できるよう努めること。
- (3) 新型コロナウイルス感染症対策のため、必要な措置を講じること。措置を講じるにあたっては、政府が発表している「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」や、愛媛県が発表している「愛媛県対新型コロナ防衛戦略～愛顔を守ろう！～」の最新の改訂内容を参照すること。
- (4) 受託者は、本件業務の全部を第三者に再委託してはならない。ただし、業務の一部の再委託については、高い効果が見込めると委託者が判断した場合は認めるものとする。
- (5) 受託者は、やむを得ない事情により、本仕様書の変更を必要とする場合には、あらかじめ委託者と協議のうえ、承認を得ること。
- (6) 本仕様書の記載内容に疑義が生じた場合や、定めのない事項については、委託者と協議して決定すること。